

# 最新の海賊版対策の実務

海賊版サイト、大手プラットフォーム上での著作権侵害事例、情報開示手続や対策を行う上での課題について

---

2024年2月6日

弁護士法人東京フレックス法律事務所

弁護士・漫画原作者 中島 博之

# 漫画海賊版サイトに関する被害に関して

## 漫画海賊版サイト被害、過去最悪 「巣ごもり」も影響か

新型コロナウイルス フカボリ  
吉沢英将、編集委員・須藤龍也 2021年5月31日 21時00分

シェア ツイート ブックマーク メール 印刷



ある海賊版サイトのトップページ。漫画のタイトルや画像が表示されている（画像を修整しています）

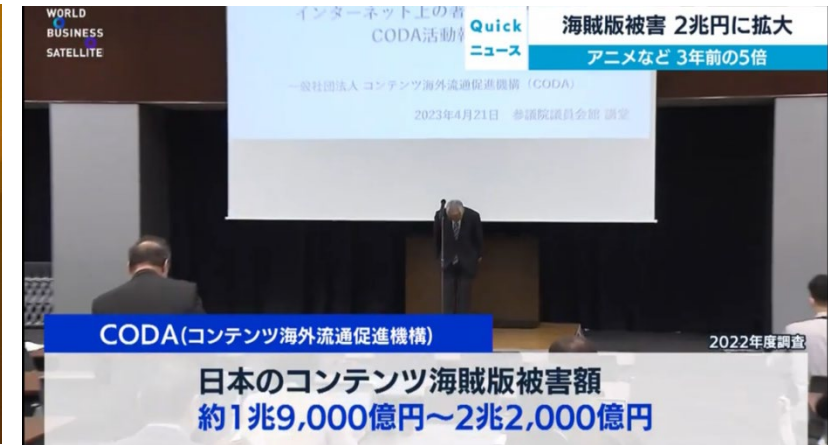
人気漫画を不正に複製した「海賊版サイト」の被害が過去最悪とされる状況にあることが、出版社などで作る対策団体の調査でわかった。社会問題になり、2年前に摘発された海賊版サイト「漫画村」の最盛期に比べ、アクセス数ははるかに上回っているという。何が起きているのか。

「特効薬はなく、できる対策を続けるしかない。あきらめたらそこで試合終了、ですから」

出典:2021年5月31日 朝日新聞デジタルより



出典:2022年7月19日 NHKクロースアップ現代より

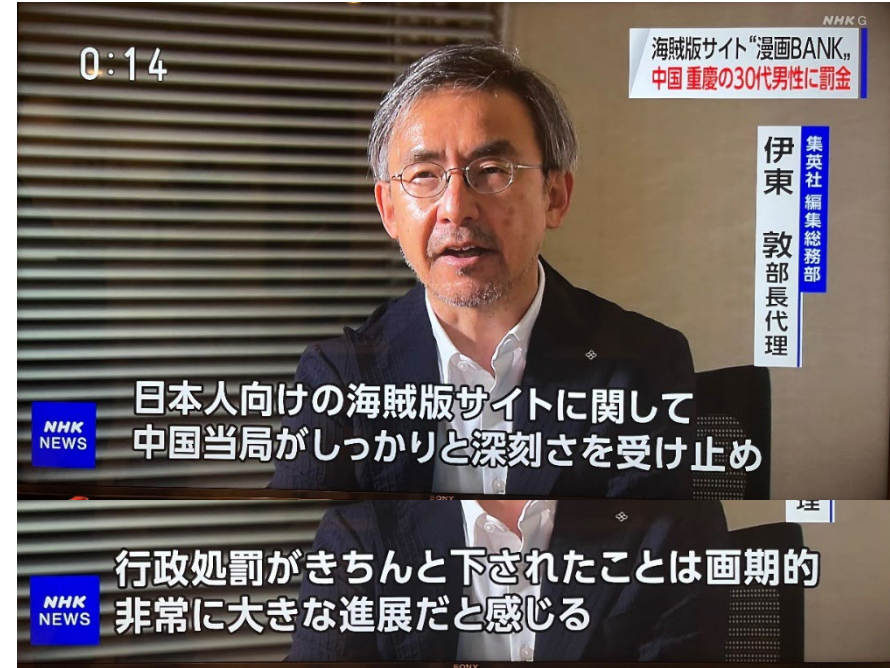


出典:2023年4月22日 ワールドビジネスサテライトより

- 2021年3月（月間）の海賊版サイト上位10サイトの合計アクセス数 → 約2億3千万
- 2021年10月（月間）の海賊版サイト上位10サイトの合計アクセス数 → 約4億
- 「漫画村」最盛期（=月間1億／別の数字だと1億7,000万、被害推定額3,000億円）を遥かに凌駕し、本来金銭を支払わなければ見ることができない漫画作品が無料で公開されることによるタダ読みの被害額は2021年の1年間で1兆19億円と推計（一社ABJ調べ）。2022年度は約5,069億円。
- その後、出版社連合・顧問弁護士による対策の結果、2021年末には上位3サイトの閉鎖や、そのうちの1つである海賊版サイト「漫画BANK」の摘発などが実現した結果、海賊版サイトへのアクセス数は最盛期より低下しているもののまだまだ多くの課題が残されている。
- かつて月間4億アクセスがあったことを考えると、使い勝手が良く、閉鎖しない海賊版サイトが誕生した場合、爆発的にアクセスが増加する可能性もある。

# 取締事例と海賊版サイト運営形態の変容

# 海外から運営されている海賊版サイトの取締事例①（2022年）



出典:2022年7月12日 NHKニュースより

- 海賊版サイト「漫画BANK」の事例では、出版社連合が諦めずにフォレンジック調査と複数の海外での情報開示を行った結果、運営者を特定した。
- ※「漫画BANK」は月に1億以上のアクセス数を集めた巨大海賊版サイト
- その後、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）及びCODA北京事務所の協力で中国における日本向け漫画海賊版サイトの初摘発に繋がった。
- 「漫画村」以降、約3年ぶりの海賊版サイトの摘発。



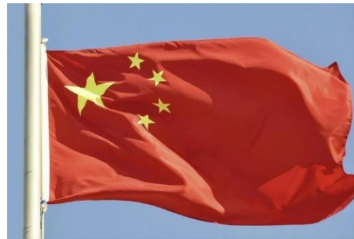
# 海外から運営されている海賊版サイトの取締事例②（2023年）

## 中国公安当局、アニメ海賊版サイトを摘発...日本側の告発受け「B9GOOD」閉鎖

2023/03/28 12:13

この記事をスクラップする

日本向けアニメの最大規模の海賊版サイト「B9GOOD」を運営したなどとして、中国の公安当局が、同国の男女4人を摘発し、同サイトが27日に閉鎖されたことがわかった。公安当局に告発した「コンテンツ海外流通促進機構」（CODA、東京）が28日、発表した。CODAからの告発で中国の海賊版サイト運営者が摘発されたのは初めて。



中国の国旗

CODAによると、公安当局は2月14日～3月21日、同サイトを運営した疑いで、中国・重慶市に住む33歳の男を拘束したほか、無断でアニメや映画を配信したとして、中国内に住む30～38歳の男女3人の自宅を捜索した。33歳の男はこれまで、600万～700万円（約1億2000万～1億4000万円）の広告収入を得ていたとみられ、調べに対し、サイト運営を認めている。

出典:2023年3月28日 読売新聞オンラインより

著作権侵害 2023.06.02

## 日本人向けダウンロード型の漫画リーチサイトが閉鎖

CODAは2023年5月22日、日本人向けの出版物のリーチサイトの中で最大のアクセスを集めていた悪質な海賊版サイト13DL(13dl.to)が閉鎖されたことを確認しました。

CODAは、出版5社海賊版対策会議（※1）をはじめとする出版社からの要請に基づき、13DLを「国際執行プロジェクト（CBEP）（※2）」の対象サイトとして調査を継続してきました。

13DLは、複数のサイバーロッカー（※3）へのリンクを大量に掲載していたリーチサイトで、2017年の当時日本人向けで最大規模だった『はるか夢の址』の閉鎖、摘発以降、アクセスを伸ばし（当時は13dl.net）、サイバーロッカーへの違法アップロードも、サイト運営者自身が行っていたものと見られています。利用者がサイバーロッカーから作品をダウンロードするためには「プレミアム会員」などの有料サービスを契約する必要があります（[ない！](#) 有料契約がダメ）

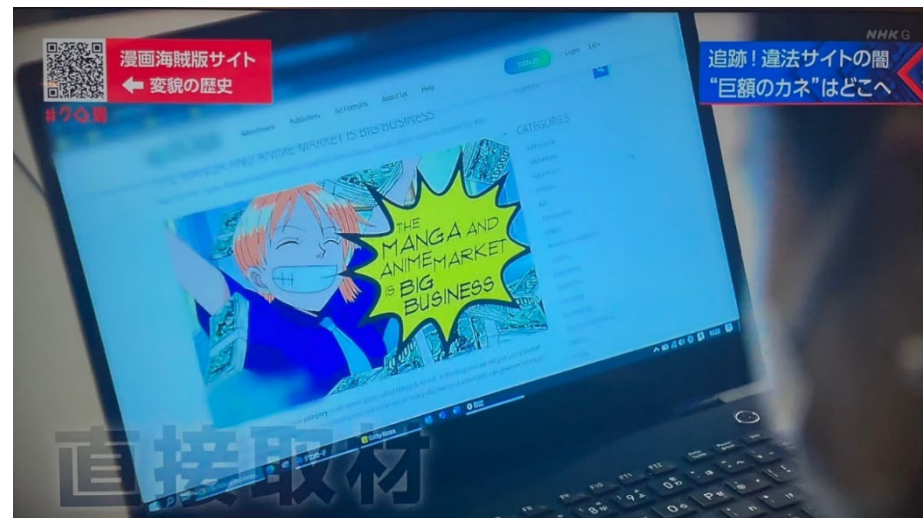
出典:2023年6月2日 CODA広報より

- **CODA・権利者との取組で中国から運営されていた最大規模のアニメ海賊版サイトの摘発が中国当局によって行われた。**
- **CODA・出版5社海賊版対策会議の取組により、米国での情報開示命令をきっかけとして日本人向けの最大規模のリーチサイトが閉鎖。現在、関係会社が北欧に存在するため、北欧で裁判手続中。**
- **他にもブラジルでの官民協力による取組で36のアニメサイトが閉鎖された事例などが存在。**

## 海外からの広告出稿抑止事例



出典:2022年11月3日 NHKニュース7より



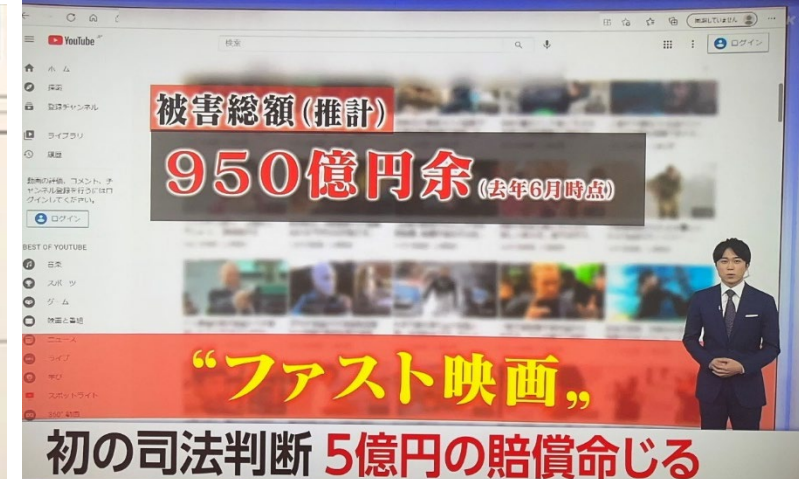
出典:2022年7月19日 NHKクローズアップ現代より

- **スペインの広告会社（ワンピースの絵を無断で使い広告出稿の誘致もしていた）が少なくとも27の漫画の海賊版サイトに対して、アクセス数に応じて広告収入が得られるサービスを提供。**
- **CODA・集英社・弁護士で対策を行い、契約解除及び通知後もサービス提供を行っていた場合、著作権侵害にあたる旨を広告会社に通知。**
- **広告会社からは契約解除と著作権侵害サイトにサービス提供を行わない旨の書面回答を得て、広告出稿の停止に成功。**
- **海外の広告会社に具体的要請を行ったのは初の事例。**

## 国内での取締事例①



出典:2021年6月24日 報道ステーションより



出典:2022年11月17日 NHKニュース7より

- 2021年6月23日、映画を無断で短く編集し、投稿する「ファスト映画」投稿に関する国内初の逮捕事例。
- 宮城県警とCODA「国際執行プロジェクト」の連携による取締。
- 先に米国で開示手続（DMCAサピーナ）を通じてYouTubeから情報開示を受け、その情報を警察に提供。  
※警察による国際捜査共助手続で外国会社の持つ情報差押を行うと時間がかかるため。
- 同種事件は前例がなかったため、警察とも議論を重ね、最終的に**翻案権侵害**で送検・起訴。
- その後、投稿者には映画会社13社による損害賠償請求訴訟が提起され、5億円の賠償判決。
- 著作権侵害への毅然とした対応や高額な賠償判決は同種事案への抑止事例となった。



## 国内での取締事例②

海賊版サイトの現在地 Vol.2 [バックナンバー]

### ネタバレサイトの問題点は“ネタバレ”ではない…著作権侵害のポイントを整理する

ネタバレサイトって何？ マンガワン編集部の和田編集長と中島弁護士に聞く

2022年3月31日 12:00 ★576 ♡66

✕ ポスト

f シェア

B! ブックマーク

出典:2022年3月31日 コミックナタリーより  
<https://natalie.mu/comic/column/469776>



漫画「ネタバレサイト」 会社役員に罰金50万円の略式命令

2023年4月11日 18時32分

出典:2023年4月11日 NHKニュースより

- 「ネタバレサイト」とは、結末や内容を端的に明かすのではなく、コンテンツのストーリーやセリフなどを詳しく文字起こしし、無断で複製して公開しているものの総称。
- 漫画の最初から最後までの内容を詳しく文字抜き出しして投稿しているサイトが多い。
- 2021年3月26日 東京地方裁判所で同サイトが著作権侵害をしていると初めて判断される。
- 同サイトの発信者情報開示請求訴訟の判決中には「台詞」に関しての言及があり、漫画の文字部分の抜き出しが著作権侵害にあたることを示唆。
- その後、都内のIT系の法人とその代表者がサイト運営を行っていたと分かり、福岡県警に書類送検され、最終的に2023年4月に著作権法違反の罪で罰金50万円の処罰となった。



# 海外発の著作権侵害

## 漫画海賊版サイト被害、過去最悪 「巣ごもり」も影響か

新型コロナウイルス フカボリ

吉沢英将、編集委員・須藤龍也 2021年5月31日 21時00分

シェア ツイート ブックマーク メール 印刷



ある海賊版サイトのトップページ。漫画のタイトルや画像が表示されている（画像を修整しています）

人気漫画を不正に複製した「海賊版サイト」の被害が過去最悪とされる状況にあることが、出版社などでつくる対策団体の調査でわかった。社会問題になり、2年前に摘発された海賊版サイト「漫画村」の最盛期に比べ、アクセス数ははるかに上回っているという。何が起きているのか。

「特効薬はなく、できる対策を続けるしかない。あきらめたらそこで試合終了、ですから」

出典:2021年5月31日 朝日新聞デジタルより

<https://www.asahi.com/articles/ASP505RDHP50UTIL02Q.html>

## 海賊版サイト、海外勢暗躍 被害最悪でも摘発ゼロ

ネットの闇 +フォローする

2021年6月3日 19:50 (2021年6月4日 9:12更新) [会員限定記事]

保存

メール n X f 共有

人気漫画などをインターネット上で無断公開する「海賊版サイト」が海外に拠点を移している。「漫画村」の摘発以降、台頭してきたのが「ベトナム系」と呼ばれる海外組織だ。昨年の被害額は約2100億円と過去最悪の見込みだが、発信者の追跡が難しいことなどから、捜査当局による運営者などの摘発はゼロだった。専門家は「深刻化する権利侵害を防ぐには、国レベルでの対策が急務」と指摘する。

出典:2021年6月3日 日本経済新聞より

<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO72566940T00C21A6CM0000/>

- ・ 海外においては依然として漫画そのものをデッドコピーをして掲載している海賊版サイトやリーチサイトが運営されている。
- ・ 海賊版のアクセス数上位10サイトのうち約半数はベトナムから運営されていることが開示手続等を通じて判明している（上位サイトのうち日本国内から運営されているものは確認されていない）。
- ・ 海賊版サイトの多くは特定のCDNサービス（米国クラウドフレア社）を利用している。同社は本人確認なくサービスを利用できてしまい、権利者から著作権侵害の通知を受けても、契約者とのサービスを直ちに解除しない、自社のサーバから著作権侵害データを除去しないなどの傾向があるため、海賊版サイトが好んで利用していると思われる。  
※総務省インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会（第9回）参照
- ・ 海外から運営されているサイトの摘発には複数のハードルが存在する。

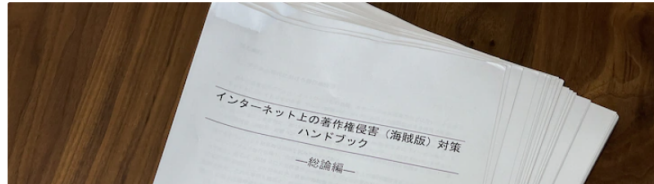
# 変化する国内での著作権侵害

## 文化庁の海賊版対策ハンドブック、新たにマンガのネタバレサイトやファスト映画も明記

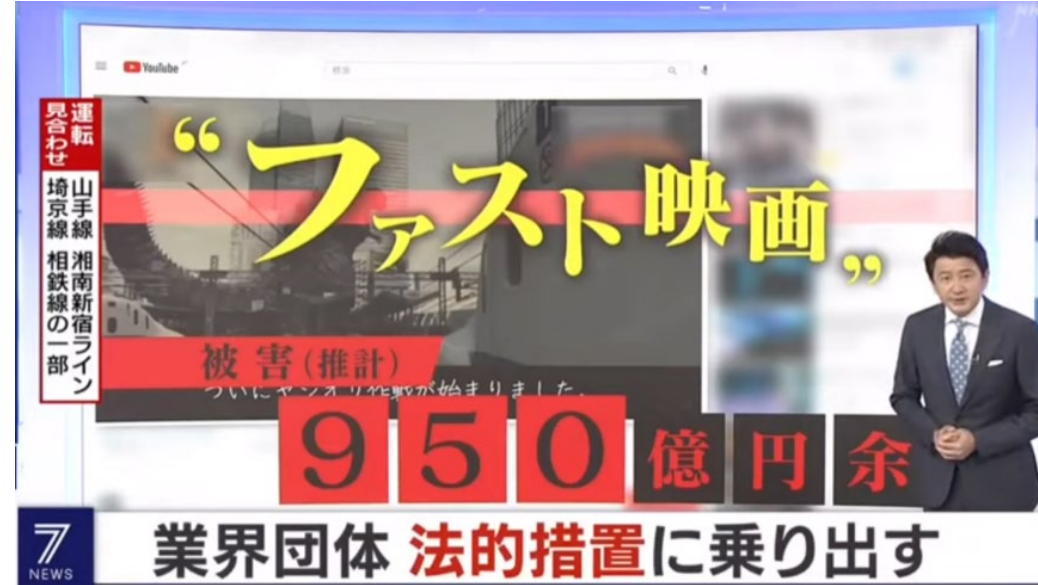
2023年8月4日 20:07 ★156 ♡12  
コミックナタリー編集部

✕ ポスト   シェア   B! ブックマーク

「インターネット上の著作権侵害（海賊版）対策ハンドブック―総論編―」の令和4年度版が、文化庁の海賊版対策情報ポータルサイトで公開された。前回の令和2年度版から内容がアップデートされ、海賊版を定義する項目ではマンガなどのネタバレサイトやファスト映画についても「著作権を侵害している可能性が高い」という文言が新たに盛り込まれている。このハンドブックに記載する内容に関わる検討委員の1人である中島博之弁護士は、ネタバレサイトとファスト映画がハンドブックに記載されたことに関して「文化庁の資料にも違法性が明記された意義は大きい」と語った。



出典:2023年8月4日 コミックナタリーより



出典:2021年6月20日 NHKニュース7より

- 一方、国内では漫画海賊版サイトの摘発やリーチサイト規制の創設などの取締が進むにつれてデッドコピーや違法アップロードにリンクを張る行為から侵害方法も変容している。
- 漫画の絵をアップロードしないで文字だけを詳細に抜き出して投稿する「ネタバレサイト」やキャラクターのみに着目してそのキャラクターの登場から退場までの漫画のコマをはりつけて動画投稿をする「ファスト漫画」のようなものが登場。
- 映画についても映画全編をアップロードするのではなく、10分程度で結末が分かるように無断編集されたいわゆる「ファスト映画」と呼ばれる動画が2020年から投稿が急増。2021年6月の時点で2,000本以上投稿され、950億円を超える被害額が推計（一社CODA調べ）。

# 海賊版サイトの取締を阻む問題等



## 海外発の海賊版サイト摘発に対する高いハードルや課題

- 海賊版サイト上位10サイトのうち半数はベトナムから運営され、2021年頃から問題となっている。
- 運営者が外国に所在していた場合、摘発には現地当局の協力が必要。
- 出版5社海賊版対策会議において、ベトナム当局に摘発要請を行っているものの2年以上摘発がされていない。
- 海外サーバの中には、利用に本人確認を必要とせず、著作権者から複数の違反申告を受けても、海賊版サイト運営者との契約を打ち切らない通信社も存在。
- 近年では頻繁にドメイン変更（ドメインホッピング）を行い、証拠の収集を妨げ、足取りを追わせないようにする海賊版サイトも存在。
- ドメイン登録会社の中には本人確認、住所確認等をせずに、ドメインの登録・利用を行える海外の会社も存在し、開示命令を取得しても、運営者を特定できないケースが存在。
- 海外のグレーな広告業者による広告出稿が海賊版サイトの収入源となっている。
- 継続的な海賊版サイトの摘発が行われない場合、抑止力とならない可能性がある。

## 海外発の海賊版サイトを効果的に取締るためには…

- ・ベトナムから運営されている海賊版サイトでは、雑誌の発売日に日本の企業の大量の雑誌電子データが盗まれ違法に掲載されており、サイバー攻撃に類似する問題があり、日本のコンテンツに巨額の損害を与えている。運営のため、ベトナム政府所有の通信会社が利用されている事例も存在。

- ・日本・ベトナムの首脳会談では事案の重要性から2021年、2023年に二度、海賊版サイトの取締について合意が行われている。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100588780.pdf>

- ・特にベトナムの取締は警察庁・内閣府知財事務局・外務省を中心に支援を頂いているが、著作権法については文化庁のカウンターパートであるベトナム・文化・スポーツ観光省が所管のため、各省庁の連携や各カウンターパートへの継続的な働きかけが望ましい。

- ・身元確認を行わないため、海賊版サイトに悪用されているドメイン登録会社については、ドメイン名、IPアドレスなどのインターネット基盤資源を、世界規模で管理・調整するために設立された非営利公益法人のICANNでの解決が期待される。

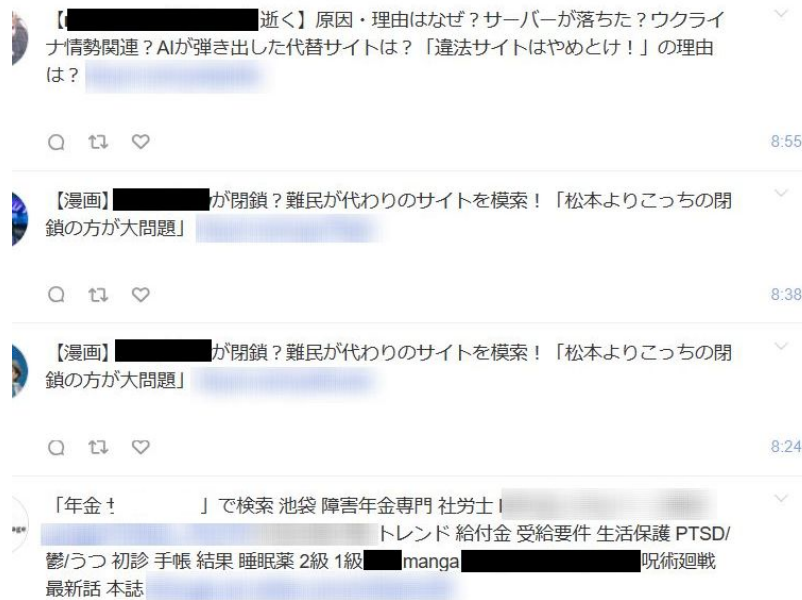
※総務省も参加しているICANN会合・GACなど

- ・海賊版サイト運営者の特定は米国におけるDMCAサピーナやフォーリンサピーナなどを利用した米国での発信者情報開示手続が中心のため、官民連携した取締が重要。

※参考 知財推進計画2023 P83以下や自民党知財戦略調査会提言

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku\\_kouteihyo2023.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku_kouteihyo2023.pdf)

# 取締とあわせて啓発活動を行う必要性



X(旧Twitter)上の投稿



## “ゲームプレー動画を無断で投稿” 被告に有罪判決 仙台地裁

2023年9月7日 18時03分

出典:2023年9月2日 NHKニュースより



出典:2021年8月21日 NHKおはよう日本より

- X (旧Twitter) 上では大手海賊版サイトが閉鎖すると代わりとなる違法サイトの情報交換を求める投稿や、NPO法人が自社のX投稿ができるだけ多くの人に見られるようにと人気海賊版サイトの名前を入れて投稿するなどの事例が見られる。
- 海賊版サイトを見ることでサイトの収益に繋がり、利用者は間接的に著作権侵害の助長に加担してしまっている。
- TikTok上での漫画の最新話の違法投稿のコメント欄は漫画の感想やアップロードを称賛する投稿であふれており、著作権侵害と指摘するようなコメントは皆無である。
- 違法なゲーム配信、ファスト映画、ネタバレサイトなど近年初摘発された事例への周知も重要。



# 大手プラットフォーム上での著作権侵害 問題について

# 大手プラットフォーム上での著作権侵害について



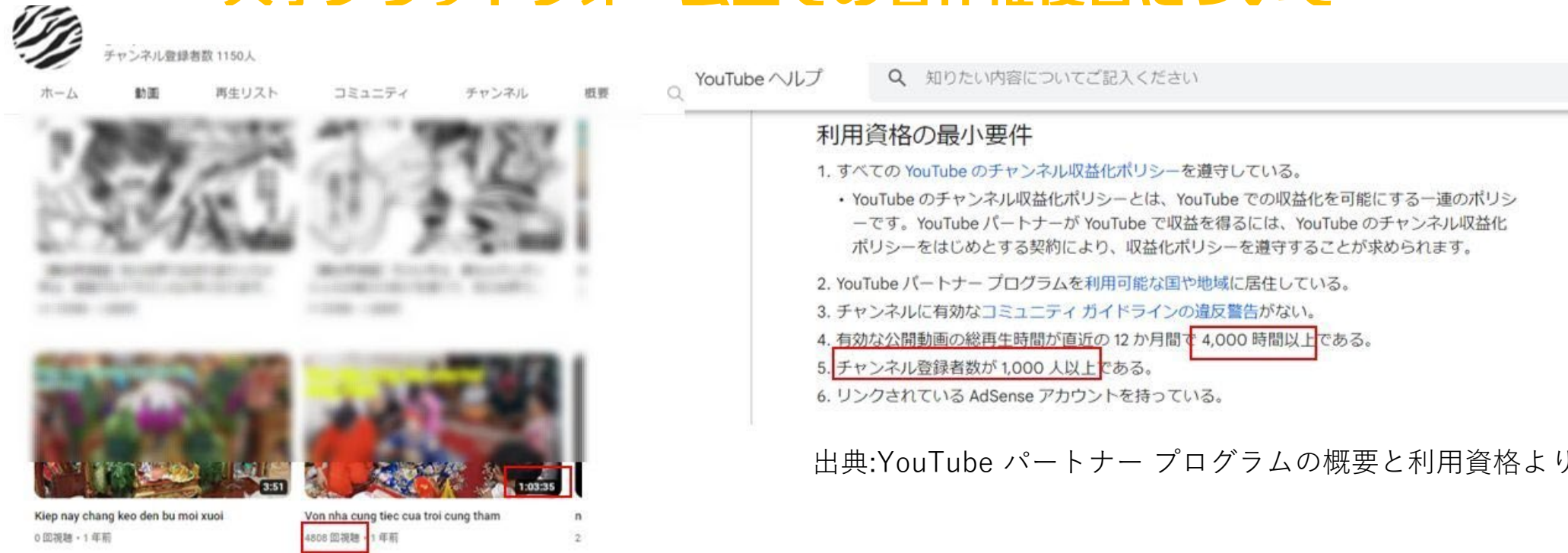
YouTube上に漫画が無断投稿されている様子

TikTok上に漫画が無断投稿されている様子

YouTube上に現在放映中のテレビ番組がミラーリング配信されている様子（1つ目の映像は公式の配信）。

- **海賊版サイトを減少させたとしても、簡単にアクセスできる大手プラットフォーム上の著作権侵害問題を解決しなければ、抜本的解決とならない。**
- **特にYouTubeの収益化可能なアカウントの売買が行われていることや、著作権侵害の申立を受けて削除された動画の投稿者への支払いをすぐに止めないなどの事情から、海賊版サイトを構築する手間をかけずに著作権侵害を行って継続して収益を得ることが可能となっている。**
- **YouTube、TikTokはおすすめ動画として違法動画があがることも多く、公式の映画予告編を見るとおすすめで違法な「ファスト映画」が表示された事例なども存在。**
- **YouTubeは静止画にコンテンツIDを利用できず、権利者は目視で違法動画を探すしかない。また、コンテンツID類似の削除ツールがTikTokには存在しないため、効率的な削除が行えないのが現状。**

# 大手プラットフォーム上での著作権侵害について



出典:YouTube パートナー プログラムの概要と利用資格より

- 1時間3分の動画を4000回以上再生させることで、YouTubeの収益化条件をクリアしている。
- 収益化されると漫画の違法な投稿を行うように。
- このようなアカウントがYouTube上に大量に存在し、動画が削除されただけでは広告収益の支払がすぐに止まらないため、投稿者側はアカウントが凍結されるまで投稿を続け、凍結されるとアカウントを乗り換えて違法投稿を繰り返し、収益を得ることができてしまう。
- **プラットフォームは違法投稿によって自身も恩恵を受けている。**  
YouTubeは違法動画による**広告収益の45%**を取得している。  
<https://support.google.com/youtube/answer/72902?hl=ja#zippy=%2C%E5%8F%8E%E7%9B%8A%E5%88%86%E9%85%8D%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6>
- 自民党知的財産戦略調査会提言（2023年5月29日）でも、プラットフォームは侵害者への広告報酬支払いの禁止措置を行うべきと言及されている。  
<https://www.jimin.jp/news/policy/206008.html>



# 侵害者の特定を阻むプラットフォームの対応

## Google(YouTube)への米国でのサピーナを活用した発信者情報 開示手続の例

- 2022年頃から、YouTube上の違法動画に関して、Googleに対し米国で開示命令（DMCAサピーナ等）を取得しても1度目は限定された情報（Gmailや1年以上前のアカウント作成時のIP、実名でないニックネームなど）しか開示されなくなり、投稿者の特定が極めて困難になっている。
- YouTubeで収益を得るにはGoogleAdSense(グーグルアドセンス)への登録が必要であり、「AdSenseでの収益が認証の基準額に達すると、お支払い先住所に個人識別番号(PIN)が郵送され」住所確認された人物に広告収益が支払われるとされている。  
<https://support.google.com/adsense/answer/157667?hl=ja>
- しかし、複数回の申告を行い、収益化されたGoogleAdSense(グーグルアドセンス)アカウントの情報を開示しても、「岡山県…田中」で止まった、明らかに虚偽の登録情報が開示され、侵害者を特定できない事案も存在。

# 侵害者の特定を阻むプラットフォームの対応

## Google(YouTube)への日本での改正プロバイダ責任制限法を活用した発信者情報開示手続の例

- 新制度の非訟手続を利用し、Google,LLCを相手方に、YouTube上の違法な漫画投稿に関して、出版社が発信者情報開示命令を求める申立てを行ったところ、2022年10月3日の申立日から8ヶ月以上が経過した2023年6月20日付で開示命令が発令された。
- YouTubeでの投稿に必要なGoogleアカウントは虚偽の情報が登録できてしまい、Gmailやニックネームが開示されたとしても、発信者を特定できないため、GoogleAdSense（グーグルアドセンス）アカウントに関する情報開示も求めたところ、相手方は以下の理由で争い、結果として手続が長期化した。
  - ①Googleアカウントの保有者とGoogleAdSenseアカウントの保有者は別人である可能性があり
  - ②侵害情報を流通過程においた者とは言えず、「発信者」にはあたらない
  - ③Googleが情報を「保有」しているかやアドセンス登録されているかは申立人が立証を行うべき（Googleは事前調査、回答をしない）
- アドセンス登録者と動画投稿者が別人であるとしても、アドセンス登録者は投稿者から頼まれて登録を行い、違法動画から収益を受け取っており、動画投稿者を知っているはずであるから、「その他侵害情報の送信に係る者」にあたる旨の主張も行われた。しかし、Googleがアドセンスの登録がされているかどうかの調査・回答を行わないまま、登録の立証を申立人は行っていないと主張したため、情報を「保有している」立証がないとして、アドセンスアカウントの登録者が「その他侵害情報の送信に係る者」にあたるかの裁判所による判断がなされなかった。
- Googleは利用規約で第三者がアドセンス収益を得ることやYouTubeアカウントを第三者のアドセンスアカウントに紐づけることを禁止しているが、別人が利用できる旨を裁判で主張している。別人の利用を許容している場合、マネーロンダリングなどに使用される危険性や、犯罪収益移転防止法に抵触せず犯罪によって得た金銭を別人に送金できる状況にあたりうる。

[https://www.google.com/adsense/tc/2018/Japan\\_USA\\_.html](https://www.google.com/adsense/tc/2018/Japan_USA_.html)

本サービスに関連するその他の金銭的利益を第三者が受領するような取決めは、いかなる種類の取決めであっても、Googleにより書面にて明示的に許可されない限り、当該第三者との間で締結することができないものとします。

[https://support.google.com/youtube/answer/9914702?hl=ja&ref\\_topic=11449917&sjid=8275642229209171198-AP](https://support.google.com/youtube/answer/9914702?hl=ja&ref_topic=11449917&sjid=8275642229209171198-AP)

「AdSense アカウントを設定して YouTube の支払いを受け取る」ご自身の AdSense アカウントをチャンネルにリンクする必要があります。第三者の AdSense アカウントにアクセスすることは、その許可を得ている場合でも、AdSense 利用規約に違反します。

## その他大手プラットフォーム上の問題

- P14で紹介したTikTok上の違法な権利侵害投稿では、ある1つのアカウントが50件以上の違法な投稿を行っていた。TikTokに削除請求を行うことで、全ての違法な漫画投稿は削除されたが、アカウント自体は凍結・BANされなかった。1カ月後、同アカウントを確認すると、今度はサッカー中継を違法にアップロードするアカウントになっていた。
- YouTubeに著作権侵害に基づく削除請求を行い動画が削除された後、投稿者が異議申立を行うと、一定期間以内に米国現地で差止訴訟を提起し、同訴状のコピーを提出するなどしない限り、削除された動画が復活してしまう。異議申立の提出時に内容が不正な申請でない旨をチェックする欄があるが、住所、氏名、電話番号などの虚偽登録ができてしまい、実際に架電すると別人が出たケースも存在する。不正な異議申立に基づいて権利者が差止訴訟まで起こさなければならないリスク・コストを負うことになる。
- フリマサイト、オークションサイト、マーケットプレイスなどのプラットフォームで、公式で販売されていないグッズが勝手に作成されるなどして著作権侵害物が販売される事例も存在する。ある大手プラットフォームでは、侵害の申請に関して「真正品でないことの説明」を求められ、公式のグッズ一覧に掲載のないものとして資料を提供したところ、プラットフォーム側より「（申請者が知らないだけで）制作している事例はないのか」などと問われ、侵害品が削除されなかった。プラットフォームの対応によっては、公式・権利者が制作していないことの証明を客観的に行うことが難しいため、侵害品が流通してしまい、その販売金額の一部が手数料としてプラットフォームの利益となってしまう。



## 大手プラットフォームに求められる対応

- ・ **プラットフォームは著作権侵害動画が投稿されることを通じて、自身も収益を得ているところ、侵害者の特定を阻むような行為を行えば、プラットフォーム自身の責任を問う事案に発展しかねない。**
- ・ 著作権侵害動画によってプラットフォーム自身が得る収益は法律上の原因がない可能性が高く、その場合、権利者は**不当利得返還請求**をプラットフォームに行える。
- ・ 著作権侵害動画を通じて、自身も収益を得ていることに鑑み、権利者が著作権侵害に対策しやすいシステム・体制の整備（静止画もコンテンツIDに対応するようにシステム開発を行う、著作権侵害申告の処理が迅速に行われるような体制を構築する、不正な異議申立が行われないよう審査を厳格化や電話番号認証を取り入れる、違法なアカウント・動画を自主的に取締ることができるよう監視体制を強化する、おすすめ動画で権利侵害動画が表示されないようにする仕組みを作るなど）に自身が得た収益の一部を投下する。
- ・ 個人情報情報を投稿者に無断で開示できないため、裁判所命令を得て開示を行う必要があることは理解できるが、**権利者が開示命令取得後は真摯に情報開示を行う対応が求められる。**
- ・ Google検索に海賊版サイトが表示されないよう、権利者とGoogleで取組を行い、良い結果が出ている事例も存在するため、YouTubeを始めとするプラットフォームでも同様の取組が期待される。
- ・ 著作権侵害動画だけでなく、迷惑系YouTuberの事例など、動画プラットフォームの投稿を通じて収益化ができるため、金銭目的で違法な投稿が行われている。権利侵害申告があった場合、アカウントを精査して一旦、収益の支払いをとめるなどの措置を行い、**違法行為によって収益を得ることが容易にできないよう徹底いただきたい。**
- ・ 違法な投稿者に支払いを行わない選択をした場合、権利侵害動画によって発生した収益の100%をプラットフォーム側が取得することになるため、権利者が著作権侵害に対策しやすいシステム・体制の整備など権利者側への還元を行うべきである。

## 政府及び関係省庁に期待すること

- **海外から運営されている海賊版サイトの取締には当該国の協力が必須。各省庁同士の連携、権利者との連携を図った当該国への働きかけが重要。**  
※当時、No1のアクセス数を記録した海賊版サイトの運営者が判明した際、2021年5月には関係省庁、権利者団体、権利者が一堂に集まったオンライン会議が実施された。
- **政府による当該国での取締への積極的な働きかけ**  
※首脳会談、政府高官レベルでの交流、無償資金協力などを行っている諸外国であれば、運営者が判明している海賊版サイトについて、取締の働きかけを行いやすいと思われる。
- **海賊版サイトや著作権侵害者に悪用されているサービス、プラットフォームのうち、日本で事業を行う外国会社については管轄省庁による監督強化、発信者情報開示に関する法律の見直し、ガイドラインの策定等。**  
※総務省によるICANN会合・GAC、海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会での事業者ヒアリング、プロバイダ責任制限法の見直し規定、解釈ガイドライン（登録クレジットカードの名義が開示対象の「氏名」となるかや利用登録と広告収益の受益のアカウントが分かれていた場合など）策定など。  
※法務省による国内で事業を行う外国会社への国内登記要請や違反会社への会社法違反による過料請求など。
- **多くの海賊版サイトや著作権侵害者の目的は利益を得るためであるから、侵害者に利益を得させないための国際的な枠組み作り。**  
※犯罪収益移転防止法では「特定事業者」に配信プラットフォームなどは指定されていない。
- **官民連携した抜本的な海賊版サイト対策を継続して行うため、権利者団体の費用負担軽減のための施策の検討。**  
※文化庁では権利者の相談窓口は存在するが、さらに踏み込んだ施策を想定（但し、単発の削除ではなく、海賊版サイトの閉鎖に繋がる法的手続など全体の利益となるもの）。
- **外国現地で行う海賊版サイトに対する法的手続に関する知識の拡充。**  
※文化庁の海賊版サイト対策ハンドブックの拡充や実務での利用例の紹介など。

ご清聴ありがとうございました。

後日、ご質問等がある場合は以下までメール下さい。

[abuse@flex-law.gr.jp](mailto:abuse@flex-law.gr.jp)